○総務省令第十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十六日

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係）	**別表**（第八条関係）
補助金等の名称等	補助金等の名称等
［略］	［同上］
個人番号カード交付事務費補助金	個人番号カード交付事務費補助金
証明書交付サービス端末整備費補助金	［新設］
自治体マイナポイント事業費補助金	［新設］
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
［略］	［同上］
情報通信技術研究開発推進事業費補助金	情報通信技術研究開発推進事業費補助金
情報通信技術研究開発推進基金補助金	［新設］
革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金	革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金
［略］	［同上］
処分を制限する財産の名称	処分を制限する財産の名称
施設設備等の分類	施設設備等の分類
［略］	［同上］
財産の名称、構造等	財産の名称、構造等
［略］	［同上］
処分制限期間（年）	処分制限期間（年）
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

総務大臣　松本　剛明

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和四年度に取得した財産からこれを適用する。